

新潟県条例第41号

新潟県部制条例及び新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県部制条例の一部改正)

第1条 新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下この条において「削除号細目」という。）を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下この条において「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1) 知事政策局 ア～エ（略） <u>オ 男女平等社会に関する事項</u> (2) <u>総務部</u> ア～ウ（略） <u>エ 県民生活に関する事項</u> <u>オ（略）</u> (3) <u>環境局</u> <u>環境に関する事項</u> (4)～(6)（略） (7) <u>観光文化スポーツ部</u> <u>ア 観光に関する事項</u> <u>イ 文化に関する事項</u> <u>ウ スポーツに関する事項</u> (8)～(11)（略）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1) 知事政策局 ア～エ（略） (2) <u>総務管理部</u> ア～ウ（略） <u>エ（略）</u> (3) <u>県民生活・環境部</u> <u>ア 県民生活に関する事項</u> <u>イ 文化に関する事項</u> <u>ウ スポーツに関する事項</u> <u>エ 男女平等社会に関する事項</u> <u>オ 環境に関する事項</u> (4)～(6)（略） (7) <u>観光局</u> <u>観光に関する事項</u> (8)～(11)（略）

(新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成29年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

(1) 新潟県政記念館、新潟県立近代美術館及び新潟県埋蔵文化財センターの設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(4) 文化財の保護に関すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例及び県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年新潟県条例第 号。以下「整備条例」という。)に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、整備条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(経過措置)

- この条例の施行の際第2条の規定による改正後の新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例本則第1号、第3号及び第4号に掲げる事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(新潟県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 新潟県特別職報酬等審議会条例（昭和39年新潟県条例第73号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において処理する。

(新潟県交通安全対策会議条例の一部改正)

- 新潟県交通安全対策会議条例（昭和45年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>県民生活・環境部</u> において処理する。

(新潟県公害紛争処理条例の一部改正)

- 新潟県公害紛争処理条例（昭和45年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(審査会の庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>環境局</u> において処理する。	(審査会の庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>県民生活・環境部</u> において処理する。

(新潟県文化財保護条例の一部改正)

7 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを新潟県指定有形文化財（以下「<u>県指定有形文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。</p> <p>3 <u>知事</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、新潟県文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>知事</u>は、第1項の規定により指定したときは、当該県指定有形文化財の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特別の事由がある場合は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合には、<u>知事</u>は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>5 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財の指定が解除されたときは、30日以内にその指定書を<u>知事</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第7条 県指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく規則並びに<u>知事</u>の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、30日以内にその旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者及び所在の変更等)</p>	<p>(指定)</p> <p>第5条 <u>新潟県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを新潟県指定有形文化財（以下「<u>県指定有形文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、新潟県文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定により指定したときは、当該県指定有形文化財の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特別の事由がある場合は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>5 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財の指定が解除されたときは、30日以内にその指定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第7条 県指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく<u>新潟県教育委員会規則</u>（以下「<u>教育委員会規則</u>」という。）並びに<u>教育委員会</u>の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、30日以内にその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者及び所在の変更等)</p>

第8条 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財を譲渡しようとするとき又は所在の場所を変更しようとするときは、次に掲げるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則に特別の定めがあるときはこの限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項第1号又は第2号の規定による場合を除き、県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

5 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第9条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは所有者等は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、管理又は修理について必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 (略)

(譲渡の場合の納付金)

第12条 (略)

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき知事が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年

第8条 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財を譲渡しようとするとき又は所在の場所を変更しようとするときは、次に掲げるところにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則に特別の定めがあるときはこの限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項第1号又は第2号の規定による場合を除き、県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3・4 (略)

5 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは所有者等は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、管理又は修理について必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 (略)

(譲渡の場合の納付金)

第12条 (略)

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余

数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 （略）

（現状変更等の制限）

第13条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 第1項の許可の申請があつたときは、知事は、申請書を受理した日から30日以内に許可又は不許可の通知を発しなければならない。

4 知事は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

5 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかつたときは、知事は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

6 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が第1項の規定による行為をしようとするときは、同項の規定による許可を要しない。この場合において当該国等はあらかじめ知事と協議するものとする。

7 （略）

（修理の届出等）

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等は、修理に着手しようとする日の30日前までにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による管理又は修理、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（文化財保存地区）

第15条 知事は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは文化財保存地区を定めることができる。

2 知事は、文化財保存地区において県指定有形文化財を滅失し、毀損するおそれのある行為若しく

余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 （略）

（現状変更等の制限）

第13条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可の申請があつたときは、教育委員会は、申請書を受理した日から30日以内に許可又は不許可の通知を発しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

5 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

6 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が第1項の規定による行為をしようとするときは、同項の規定による許可を要しない。この場合において当該国等はあらかじめ教育委員会と協議するものとする。

7 （略）

（修理の届出等）

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等は、修理に着手しようとする日の30日前までにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による管理又は修理、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（文化財保存地区）

第15条 教育委員会は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは文化財保存地区を定めることができる。

2 教育委員会は、文化財保存地区において県指定有形文化財を滅失し、き損するおそれのある行為

は保存する上で著しく影響のある行為を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 知事は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは所有者等に対し文化財保存地区において保存施設を設置することを勧告することができる。

5 (略)

(公開)

第16条 知事は、県指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、知事の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間に限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 (略)

5 知事は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 知事は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項若しくは第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、所有者等に対し、その損失の全部又は一部を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又は毀損した場合はこの限りでない。

(報告)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者等に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてなされた知事の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定)

第20条 知事は、県の区域内に存する無形文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

若しくは保存するうえで著しく影響のある行為を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 教育委員会は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは所有者等に対し文化財保存地区において保存施設を設置することを勧告することができる。

5 (略)

(公開)

第16条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間に限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 (略)

5 教育委員会は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項若しくは第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者等に対し、その損失の全部又は一部を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合はこの限りでない。

(報告)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者等に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてなされた教育委員会の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定)

第20条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 （略）

5 知事は、第1項の規定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 （略）

（解除）

第21条 知事は、県指定無形文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3～5 （略）

6 前項の場合には、知事はその旨を県報で告示するとともに、県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 （略）

5 教育委員会は、第1項の規定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 （略）

（解除）

第21条 教育委員会は、県指定無形文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3～5 （略）

6 前項の場合には、教育委員会はその旨を県報で告示するとともに、県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第23条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により、補助金を交付する場合には、知事は、保存について必要な事項を指示することができる。

(公開)

第24条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 (略)

- 3 前項の規定により費用を負担する場合には、知事は、公開について必要な事項を指示することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 知事は、県の区域に存する有形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2・3 (略)

(解除)

第27条 知事は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2～6 (略)

(保護)

第28条 県指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、その現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、現状の変更につ

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により、補助金を交付する場合には、教育委員会は、保存について必要な事項を指示することができる。

(公開)

第24条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 (略)

- 3 前項の規定により費用を負担する場合には、教育委員会は、公開について必要な事項を指示することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 教育委員会は、県の区域に存する有形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2・3 (略)

(解除)

第27条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2～6 (略)

(保護)

第28条 県指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、その現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状の変

いては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 知事は、県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、第1項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(保存)

第30条 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 (略)

(公開)

第30条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 (略)

(保存に関する助言又は勧告)

第30条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第30条の4 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条で準用する法第77条の規定により文化庁が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 知事は、前項の規定による選択をするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- 3 (略)

(指定)

第31条 知事は、県の区域内に存する記念物のうち

更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(保存)

第30条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 (略)

(公開)

第30条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 (略)

(保存に関する助言又は勧告)

第30条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第30条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条で準用する法第77条の規定により文化庁が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選択をするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- 3 (略)

(指定)

第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物

県にとって重要なものを新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定したときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、所有者に代えて管理責任者に指定書を交付することができる。

3 （略）

（解除）

第32条 知事は、県指定史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 （略）

（標識等の設置）

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第37条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、異動のあつたのち60日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 （略）

- 4 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第13条第4項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、知事は、原状回復を命ずることができる。この場合において知事は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

のうち県にとって重要なものを新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、第1項の規定により指定したときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、所有者に代えて管理責任者に指定書を交付することができる。

3 （略）

（解除）

第32条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 （略）

（標識等の設置）

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第37条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、異動のあつたのち60日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 （略）

- 4 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第13条第4項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、原状回復を命ずることができる。この場合において教育委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(選定等)

第37条の2 知事は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを新潟県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 (略)

(解除)

第37条の3 知事は、県選定保存技術がその保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはその全てが解散したとき（消滅したときも含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者の全てが死亡し、かつ保存団体の全てが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保存)

第37条の5 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

(選定等)

第37条の2 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを新潟県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 (略)

(解除)

第37条の3 教育委員会は、県選定保存技術がその保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときも含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保存)

第37条の5 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第37条の6 知事は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(聴聞の特例)

第38条 知事は、第35条第4項の規定による原状回復の命令をしようとするときは、新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 知事は、前項の聴聞又は第13条第5項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、新潟県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 (略)

(審査請求の手続における意見の聴取)

第39条 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての審査請求があつたときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、知事は、当該審査請求がされた日(同法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から30日以内に、審査請求人及び参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 知事は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人及び参加人に通告しなければならない。

3 (略)

(事務処理の特例)

第39条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第10項の規定によりみなして適用する同条第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(第1号及び第2号に掲げる事務にあつては上越市、第3号に掲げる事務にあつては十日町市及び上越市、第4号に掲げる事務にあつては柏崎市、十日町市、上越市及び湯沢町に限る。)が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 法及び法の施行のための規則並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務

第37条の6 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(聴聞の特例)

第38条 教育委員会は、第35条第4項の規定による原状回復の命令をしようとするときは、新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 教育委員会は、前項の聴聞又は第13条第5項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、新潟県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 (略)

(審査請求の手続における意見の聴取)

第39条 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての審査請求があつたときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、教育委員会は、当該審査請求がされた日(同法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から30日以内に、審査請求人及び参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 教育委員会は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人及び参加人に通告しなければならない。

3 (略)

(事務処理の特例)

第39条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための教育委員会規則並びにこの条例及びこの条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(第1号及び第2号に掲げる事務にあつては上越市、第3号に掲げる事務にあつては十日町市及び上越市、第4号に掲げる事務にあつては柏崎市、十日町市、上越市及び湯沢町に限る。)が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 法及び法の施行のための教育委員会規則並びにこの条例及びこの条例の施行のための教育委

<p>に係る書類であつて<u>知事</u>に提出するものの受理及び県への送付</p> <p>(実施規定)</p> <p>第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第42条の2 第13条又は第35条の規定に違反して、<u>知事</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>知事</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p>	<p>に係る書類であつて<u>教育委員会</u>に基づく事務に係る書類であつて<u>教育委員会</u>に提出するものの受理及び県への送付</p> <p>(実施規定)</p> <p>第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>第42条の2 第13条又は第35条の規定に違反して、<u>教育委員会</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>教育委員会</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p>
--	---

(新潟県政記念館条例の一部改正)

8 新潟県政記念館条例(昭和50年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>知事</u>は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 記念館の管理は、法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第5条の規定の適用については、同条中「<u>知事</u>」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て」とする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>知事</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な記念館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の告示)</p> <p>第10条 <u>知事</u>は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するも</p>	<p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 記念館の管理は、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第5条の規定の適用については、同条中「<u>教員委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て」とする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な記念館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の告示)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示</p>

<p>のとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>するものとする。</p> <p>(<u>教育委員会への委任</u>)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
---	---

(新潟県文化財保護審議会条例の一部改正)

- 9 新潟県文化財保護審議会条例（昭和51年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、新潟県文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>知事</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>知事</u>に建議する。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから<u>知事</u>が委嘱する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、<u>新潟県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に、新潟県文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p>

(新潟県文化財保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に新潟県文化財保護審議会の委員又は臨時委員に委嘱されている者は、その際前項の規定による改正後の新潟県文化財保護審議会条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第4条の規定により新潟県文化財保護審議会の委員又は臨時委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における前項の規定による改正前の新潟県文化財保護審議会条例第5条第1項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

- 11 この条例の施行の際現に新潟県文化財保護審議会の会長に定められている者は、その際新条例第6条第2項の規定により新潟県文化財保護審議会の会長に定められたものとみなす。

(新潟県立近代美術館協議会条例の一部改正)

- 12 新潟県立近代美術館協議会条例（平成5年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>知事</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(新潟県立近代美術館協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際現に新潟県立近代美術館協議会の委員に任命されている者は、その際前項の規定による改正後の新潟県立近代美術館協議会条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第2条の規定により新潟県立近代美術館協議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の際における前項の規定による改正前の新潟県立近代美術館協議会条例第4条の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

- 14 この条例の施行の際現に新潟県立近代美術館協議会の会長又は副会長に定められている者は、その際新条例第5条第2項の規定により新潟県立近代美術館協議会の会長又は副会長に定められたものとみなす。

(新潟県立近代美術館条例の一部改正)

- 15 新潟県立近代美術館条例(平成5年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項に規定する美術館には、<u>知事</u>の定めるところにより、分館として新潟県立万代島美術館(以下「万代島美術館」という。)を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 講堂、ギャラリー又は講座室を使用しようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、講堂、ギャラリー又は講座室の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この条例の規定に違反し、又は<u>規則</u>で定める使用者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、<u>知事</u>が定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項に規定する美術館には、<u>教育委員会</u>の定めるところにより、分館として新潟県立万代島美術館(以下「万代島美術館」という。)を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 講堂、ギャラリー又は講座室を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、講堂、ギャラリー又は講座室の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この条例の規定に違反し、又は<u>教育委員会規則</u>で定める使用者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(新潟県環境審議会条例の一部改正)

- 16 新潟県環境審議会条例(平成6年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>環境局</u>において行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>県民生活・環境部</u>において行う。</p>

(新潟県埋蔵文化財センター条例の一部改正)

- 17 新潟県埋蔵文化財センター条例(平成8年新潟県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>知事</u>は、必要</p>	<p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、</p>

があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第5条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

(指定管理者の指定)

第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なセンターの管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者の告示)

第10条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 センターの管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第5条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」とする。

(指定管理者の指定)

第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なセンターの管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者の告示)

第10条 教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

18 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
		4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南
		(1) 法第18条の2第1項の規定による刀剣類の製作の承認	
		(2) 法第18条の2第3項の規定による通知	

(新潟県手数料条例の一部改正)

19 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) <u>環境局関係</u>					(2) <u>県民生活・環境部関係</u>				
(略)					(略)				
(2)の2～(4) (略)					(2)の2～(4) (略)				
(4)の2 <u>観光文化スポーツ部関係</u>					(4)の2 <u>観光局関係</u>				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額		対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
	8	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査		1件につき 6,300円					
	9	銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付		1件につき 3,500円					
	10	銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査		1件につき 800円					
(5)～(6)の2 (略)					(5)～(6)の2 (略)				
(7) 教育委員会関係					(7) 教育委員会関係				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額		対象となる事務	名称	区 分	金 額

(略)	(略)												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td> <td style="width: 60%;">銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査</td> <td style="width: 15%;">銃砲刀剣類登録申請手数料</td> <td style="width: 20%;">1件につき 6,300円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付</td> <td>銃砲刀剣類登録証再交付手数料</td> <td>1件につき 3,500円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査</td> <td>美術刀剣類製作承認申請手数料</td> <td>1件につき 800円</td> </tr> </table>	8	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	銃砲刀剣類登録申請手数料	1件につき 6,300円	9	銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付	銃砲刀剣類登録証再交付手数料	1件につき 3,500円	10	銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	美術刀剣類製作承認申請手数料	1件につき 800円
8	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	銃砲刀剣類登録申請手数料	1件につき 6,300円										
9	銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付	銃砲刀剣類登録証再交付手数料	1件につき 3,500円										
10	銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	美術刀剣類製作承認申請手数料	1件につき 800円										
(8)・(9) (略)	(8)・(9) (略)												

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

20 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項（以下この項において「移動別表細目項」という。）を当該移動別表細目項に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下この項において「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第10項の規定によりみなして適用する同条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

定めるものとする。

別表（第2条関係）

- (1) (略)
 (2) 総務部関係

事 務	市町村
(略)	
3 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第46条第1項の規定による立入検査 (3) 法第46条の2第1項の規定による命令 (4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償	聖籠町 及び湯沢町
4 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による指示 (2) 法第4条第3項の規定による公表 (3) 法第10条第1項の規定による申出の受理 (4) 法第10条第2項の規定による調査 (5) 法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査	聖籠町 及び湯沢町
5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第1項の規定による命令 (2) 法第7条第2項の規定による資料の徴収 (3) 法第29条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (4) 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第23条第2項の規定による報告	新潟市
6 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	聖籠町 及び湯沢町

別表（第2条関係）

- (1) (略)
 (2) 総務管理部関係

事 務	市町村
(略)	

<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第41条第1項の規定による立入検査 (3) 法第42条第1項の規定による命令 	
<p>7 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条の規定による調査 (2) 法第4条第1項の規定による指示 (3) 法第4条第2項の規定による命令 (4) 法第4条第4項の規定による裁定 (5) 法第4条第5項の規定による通知 (6) 法第5条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (7) 法第5条第2項の規定による立入検査 	見附市
<p>8 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（指定物資を販売する者（小売業を行う者を除く。）で、その事業場が一の市町村の区域内のみに設置されているもの及び指定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第6条第2項の規定による指示 (2) 法第6条第3項の規定による公表 (3) 法第7条第1項の規定による指示 (4) 法第7条第2項の規定による公表 (5) 法第30条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 	見附市

<p>9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による設立の認証</p> <p>(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧</p> <p>(3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の届出の受理</p> <p>(5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し</p> <p>(6) 法第17条の3の規定による仮理事の選任</p> <p>(7) 法第17条の4の規定による特別代理人の選任</p> <p>(8) 法第18条第3号の規定による報告の受理</p> <p>(9) 法第23条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(10) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証</p> <p>(11) 法第25条第6項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(12) 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の受理</p> <p>(13) 法第29条の規定による事業報告書等の受理</p> <p>(14) 法第30条の規定による事業報告書等の公開</p> <p>(15) 法第31条第2項の規定による解散の認定</p> <p>(16) 法第31条第4項の規定による解散の届出の受理</p> <p>(17) 法第31条の8の規定による清算人の届出の受理</p> <p>(18) 法第32条第2項の規定による譲渡の認証</p> <p>(19) 法第32条の2第3項の規定に</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市及び胎内市</p>
--	---

- よる意見の陳述及び調査
- (20) 法第32条の2第4項の規定による意見の陳述
- (21) 法第32条の3の規定による清算終了の届出の受理
- (22) 法第34条第3項の規定による合併の認証
- (23) 法第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (24) 法第42条の規定による命令
- (25) 法第43条第1項又は第2項の規定による認証の取消し
- (26) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- (27) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

(3) 環境局関係

事 務	市町村

(3) 県民生活・環境部関係

事 務	市町村
1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第46条第1項の規定による立入検査 (3) 法第46条の2第1項の規定による命令 (4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償	聖籠町及び湯沢町
2 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による指示 (2) 法第4条第3項の規定による公表 (3) 法第10条第1項の規定による申出の受理 (4) 法第10条第2項の規定による調査 (5) 法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査	聖籠町及び湯沢町
3 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	新潟市

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第1項の規定による命令 (2) 法第7条第2項の規定による資料の徴収 (3) 法第29条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (4) 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第23条第2項の規定による報告 	
	<p>4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第41条第1項の規定による立入検査 (3) 法第42条第1項の規定による命令 	聖籠町及び湯沢町
	<p>5 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条の規定による調査 (2) 法第4条第1項の規定による指示 (3) 法第4条第2項の規定による命令 (4) 法第4条第4項の規定による裁定 (5) 法第4条第5項の規定による通知 (6) 法第5条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (7) 法第5条第2項の規定による立入検査 	見附市
	<p>6 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（指定物資を販売する者（小売業を行う者を除く。）で、その事業場が一の市町村の区域内の</p>	見附市

		<p>みに設置されているもの及び指定物資の小売業を行う者に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第6条第2項の規定による指示</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定による公表</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定による指示</p> <p>(4) 法第7条第2項の規定による公表</p> <p>(5) 法第30条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>
	<p>7</p>	<p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による設立の認証</p> <p>(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧</p> <p>(3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の届出の受理</p> <p>(4)の2 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し</p> <p>(5) 法第17条の3の規定による仮理事の選任</p> <p>(6) 法第17条の4の規定による特別代理人の選任</p> <p>(7) 法第18条第3号の規定による報告の受理</p> <p>(8) 法第23条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(9) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証</p> <p>(10) 法第25条第6項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(10)の2 法第25条第7項の規定に</p>

<u>1</u>	(略)	(略)
<u>2</u>	(略)	(略)
<u>3</u>	(略)	(略)
<u>4</u>	(略)	(略)
<u>5</u>	(略)	(略)
<u>6</u>	(略)	(略)
<u>7</u>	(略)	(略)
<u>8</u>	(略)	(略)
<u>9</u>	(略)	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)

	よる登記事項証明書の受理	
	(11) 法第29条の規定による事業報告書等の受理	
	(12) 法第30条の規定による事業報告書等の公開	
	(13) 法第31条第2項の規定による解散の認定	
	(14) 法第31条第4項の規定による解散の届出の受理	
	(15) 法第31条の8の規定による清算人の届出の受理	
	(16) 法第32条第2項の規定による譲渡の認証	
	(17) 法第32条の2第3項の規定による意見の陳述及び調査	
	(18) 法第32条の2第4項の規定による意見の陳述	
	(19) 法第32条の3の規定による清算結了の届出の受理	
	(20) 法第34条第3項の規定による合併の認証	
	(21) 法第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
	(22) 法第42条の規定による命令	
	(23) 法第43条第1項又は第2項の規定による認証の取消し	
	(24) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取	
	(25) 法第43条の3(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取	
<u>8</u>	(略)	(略)
<u>9</u>	(略)	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)

19 (略)	(略)	26 (略)	(略)
(4)～(6) (略)		(4)～(6) (略)	
(6)の2 観光文化スポーツ部関係		(6)の2 観光局関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
1 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第44条第3項の規定による立入検査	三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市	国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第44条第3項の規定による立入検査	三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市
2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第18条の2第1項の規定による刀剣類の製作の承認 (2) 法第18条の2第3項の規定による通知	三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町		
(7)～(9) (略)		(7)～(9) (略)	

(新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部改正)

- 21 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第31条 審議会の庶務は、 <u>知事政策局</u> において行う。	(庶務) 第31条 審議会の庶務は、 <u>県民生活・環境部</u> において行う。

(新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

- 22 新潟県公立大学法人評価委員会条例（平成20年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において行う。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において行う。

(新潟県いじめ等に関する調査委員会条例の一部改正)

- 23 新潟県いじめ等に関する調査委員会条例（平成26年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第11条 調査委員会の庶務は、 <u>総務部</u> 及び福祉保健部において行う。	(庶務) 第11条 調査委員会の庶務は、 <u>総務管理部</u> 及び福祉保健部において行う。

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 24 新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第12条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において行う。	(庶務) 第12条 審査会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において行う。